

論文式試験問題集
[親族法・相続法]

【事実】

令和6年2月18日、Aは死亡した。Aの妻Bはすでに他界していた。Aには長男のC、次男のD及び三男のEがいた。

また、Cは令和5年12月16日、仕事中に交通事故に遭い死亡していた。Aは、それぞれの金額が900万円、600万円及び300万円の定期預金を残した。

Aの死後、Aの自筆証書遺言が見つかった。これは、Aが70歳の誕生日を迎えた日に書かれたものであり、その内容は「私の家系は先祖代々長子相続を行っているので、X銀行にある900万円の預金口座はCに相続させる。これからはCの家族を中心にこの家を守って行ってほしい。もしCが私より先に死亡した場合、長子相続にしたがってCの長男であるFに相続させる。Y銀行にある600万の口座はDに、Z銀行にある300万円の口座はEに相続させる。」というものであった。Aの遺言は全文、日付及び氏名が自書されており、またAの実印もおさされている。

令和6年2月19日、通夜の席で、AがGに対し同月28日を期限とする300万円の借入金債務（以下「本件借入金債務」という。）を負っていたことが判明した。

Fは、Aが負っていた借入金債務全額の返済をGから強く求められたため、同月28日、Gに対し300万円を支払った。

令和6年3月9日、D、E、Fが集まりAの財産の相続の仕方についての話し合いを行った。

〔設問1〕

Fは預金900万円を相続するか。遺言の有効性及び内容を踏まえ、解答せよ。なお、FがCの相続人であることは前提としてよいものとする。

〔設問2〕

DはAの相続に関し、Fに対して金銭の支払請求をできないか。幾ら請求できるかも含め端的に解答せよ。

〔設問3〕

Fは、本件借入金債務300万円を全額支払ったことを根拠に、D及びEに対し、幾らの金額の支払を請求することができるか。

1
第1. 設問1について

2
1. (1) Fは預金900万円を相続するか。

3
Aは令和6年2月18日に死亡していることから、相続が開始
4
しているところ（民法（以下略）第882条）、相続人はAの子で
5
あるD、E及びCの代襲相続人であるFである（887条1項、2
6
項）。

7
ここで、各相続人の法定相続分は各3分の1ずつである（900
8
条4号、901条1項）が、本件において、Aは自筆証書遺言（968
9
条1項）を作成しているため、遺言としての有効性が問題となる。

10
(2) この点、本件において、Aの遺言は全文、日付及び氏名が自書
11
されており、また印もおされている。よって、本件遺言は有効で
12
ある（968条1項）。

13
2. (1) 次に、AはCに預金900万円を相続させるという遺言を残して
14
いるが、これはどのような法的性質を持つか問題となる。

15
(2) この点、特定の遺産を特定の相続人に「相続させる」趣旨の遺
16
言は、遺言書の記載から、その趣旨が遺贈であることが明らかで
17
あるか、又は遺贈と解すべき特段の事情がない限り、遺産の分割
18
の方法を定めた、特定財産承継遺言（1014条2項）であると解さ
19
れる。

20
(3) 本件において、本件遺言の記載は、各相続人に「相続させる」
21
とされており、これを遺贈と解すべき特段の事情はない。

22
よって、本件遺言は特定財産承継遺言（1014条2項）である。

23
3. (1) ここで、Cが死亡しているところCの代襲相続人であるFは、

| | |
|----|------------------------------------|
| 1 | 上記遺言の内容どおり相続できるか問題となる。 |
| 2 | (2) この点、「相続させる」旨の遺言は、それによって相続させる者 |
| 3 | とされた推定相続人が遺言者の死亡以前に死亡した場合には、遺 |
| 4 | 言者が当該推定相続人の代襲者その他の者に相続させる旨の意 |
| 5 | 思を有していたとみるべき特段の事情のない限り、その効力を生 |
| 6 | じないものと解される。 |
| 7 | (3) 本件において、Aは「もしCが私より先に死亡した場合、Fに |
| 8 | 相続させる。」という遺言を残している。これは相続財産が代々A |
| 9 | の家系の長男に対して受け継がれており、Aもその慣習に則って |
| 10 | 相続を行おうとしていることを明確にと示すものである。 |
| 11 | (4) したがって、本件遺言は、Cの代襲人Fに相続させる旨の意思 |
| 12 | を有していたとみる特段の事情が認められる。 |
| 13 | 4. よって、上記遺言のとおり、Fは預金900万円を相続することがで |
| 14 | きる。 |
| 15 | 第2. 設問2について |
| 16 | 1. D及びEは遺留分侵害額請求（1046条第1項）ができないか。F |
| 17 | は、特定承継遺言により財産を承継した相続人（同条項括弧書き）で |
| 18 | あるため、問題となる。 |
| 19 | 本件において、Aの相続人はAの子であるD及びE並びにAの孫 |
| 20 | であるFであるので、各相続人は、被相続人Aの財産の2分の1の |
| 21 | 総体的遺留分を有する（1042条第1項第2号）。 |
| 22 | また、各相続分の個別的遺留分は総体的遺留分に各法定相続分をか |
| 23 | けたものなのでDEの個別的遺留分はそれぞれ相続財産の6分の1で |

1 ある（1042条第2項、900条4号、901条1項）。

2 2. 本件において、被相続人Aは相続開始時に預金1800万円を有して
3 おり、また、300万円の債務があるので、遺留分算定の基礎財産は1500
4 万円となる（1043条第1項）。

5 3. そして、相続人DEの個別的遺留分額はそれぞれ1500万円の6分
6 の1である250万円となる。

7 4. 以上からすれば、本件においてDは600万円、Eは300万円を相続
8 しているため、D及びEはFに対して遺留分侵害額請求をすることは
9 できない。

10 第3 設問3について

11 1. (1) 本件借入債務を各相続人はどのように相続するか問題となる。

12 (2) この点、「遺産分割方法の指定」については、各共同相続人に対
13 し法定相続分とは異なる割合で分割の指定がされた場合には、特
14 段の事情がない限り、「相続分の指定」（民法第902条）を伴うも
15 のと解する。

16 このような形で法定相続分とは異なる割合による遺産分割の
17 指定がされたことは、債務の承継割合を法定相続分から変更する
18 意思がないことが明らかであるなどの特段の事情がない限り、そ
19 の分割された割合で「相続分の指定」がされて、債務もその割合
20 で承継させる趣旨に意思解釈するのが合理的であるからである。

21 (3) したがって、各相続人に対し法定相続分とは異なる割合で900
22 万円、600万、300万円の定期預金をそれぞれ「相続させる」と
23 する本件遺言は、「相続分の指定」を伴うものであり、Fは150万

| | |
|----|--------------------------------------|
| 1 | 円、Dは100万円、Eは50万円本件借入債務を相続している。 |
| 2 | 2. (1) 次に本件借入債務がどのように承継されるか問題となる。 |
| 3 | (2) この点、AはGに対し300万円の金銭債務（可分債務）を負っ |
| 4 | ているところ、可分債務は相続によって法律上当然に分割され、 |
| 5 | 各相続人がその相続分に応じてこれを承継するものとする。 |
| 6 | (3) 以上からすれば、Fは、D及びEが単独で負う債務までBに弁 |
| 7 | 済していることになる。そして、同弁済は、債務者の意思に反す |
| 8 | るもの（民法第474条第2項）とはいえないので、弁済として有 |
| 9 | 効である。 |
| 10 | 3. (1) では、FはDに対して100万円を、Eに対して50万円を請求 |
| 11 | できるか。 |
| 12 | (2) この点、Fの上記弁済は、「義務なく」D及びE「のために事務 |
| 13 | の管理」を行うものであり（民法第697条第1項）、弁済に要し |
| 14 | た費用はいずれもD及びEに対する「有益な費用」である（民法 |
| 15 | 第702条第1項）。 |
| 16 | (3) よって、FはDに対して100万円を、Eに対して50万円を有 |
| 17 | 益費償還請求（民法第702条第1項）として請求することができる。 |
| 18 | |
| 19 | |
| 20 | |
| 21 | |
| 22 | |
| 23 | |

以上

予備試験答案練習会（親族法・相続法）採点基準表

受講者番号

| | 小計 | 配点 | 得点 |
|---------------------------------------|------|----|----|
| 〔設問1〕 | (16) | | |
| 遺言の有効性について記載している | | 3 | |
| 自筆証書遺言であること及び民法第968条第1項を指摘している | | 2 | |
| 相続させる旨の遺言について性質を記載している | | 3 | |
| 相続させる旨の遺言の代襲相続人への適用について性質を記載している | | 5 | |
| 本件における妥当な結論を導いている | | 3 | |
| 〔設問2〕 | (10) | | |
| 遺留分侵害減額請求の問題であることを指摘している | | 1 | |
| 個別遺留分を算出している | | 2 | |
| 基礎財産を適示している。 | | 4 | |
| 本件において遺留分侵害減額請求はできないことを指摘している | | 3 | |
| 〔設問3〕 | (24) | | |
| 各相続人が債務をどのような割合で相続するか問題提起をしている。 | | 3 | |
| 遺産分割方法の指定がある場合に相続分の指定もなされているか自説を述べている | | 7 | |
| 金銭債務の相続について自説を述べている | | 7 | |
| 事務管理等で償還請求できることを述べている | | 7 | |
| 合計 | (50) | 50 | |

2023年度司法試験予備試験 答案練習会
親族法・相続法 解説レジュメ

2024年2月18日

弁護士 宮下俊満

第1 設問1について

1. 出題趣旨

相続させる旨の遺言に関する基本的な知識を問う問題である。特に、代襲相続が発生している場合については、法律上の手当てが明確にされているわけではないため、この点を最判平成23年2月22日（「遺産を特定の推定相続人に単独で相続させる旨の遺産分割の方法を指定する『相続させる』旨の遺言は、当該遺言により遺産を相続させるものとされた推定相続人が遺言者の死亡以前に死亡した場合には、当該『相続させる』旨の遺言に係る条項と遺言書の他の記載との関係、遺言書作成当時の事情及び遺言者の置かれていた状況などから、遺言者が、上記の場合には、当該推定相続人の代襲者その他の者に遺産を相続させる旨の意思を有していたとみるべき特段の事情のない限り、その効力を生ずることはない。」とした判例）の理論等を利用して回答することが求められる。

2. 解説

相続させる旨の遺言は、実務上の要請から盛んに利用されてきた。

すなわち、「特定の財産を特定の相続人に与えたい場合、これを遺贈ですると死亡と同時に対象財産が受遺者に帰属するというメリットがある一方、登記は他の相続人との共同申請によらなければならないというデメリットが伴い、遺産分割方法の指定ですると、当該相続人が単独で登記申請できるというメリットがある一方、裁判実務上、遺言の効力が発生しても、遺産分割が終了するまでは対象財産の権利移転の効果は生じないというデメリットがあった。『相続させる旨の遺言』は、遺贈と相続の両方のメリットを得ようとしたものであり、登記実務が、この遺言によって相続開始後すぐに当該相続人が単独で登記申請することを早くから認めることで、この遺言の目的とすることを実現させていた。」（犬伏由子他『親族・相続法 [第2版]』（2016年、弘文堂））

相続させる旨の遺言の性質は、遺産分割手続を経なくても直接に帰属することは遺贈に類似するが、権利移転の性格はあくまで相続によるものであった。

平成30年の民法改正によって明文化され（民法第1014条第2項）、同遺言がなされた場合には遺言執行者は対抗要件具備をすることができることになった。相続債権が預貯金債権の場合には、払戻請求や契約の解約の申入れ（預貯金債権の全部が特定財産承継遺言の目的である場合のみ）ができる。

第2 設問2について

遺留分侵害額請求の計算を求める問題である。答案戦略上も、条文に基づき端的に結論を示すことが望ましい。

第3 設問3について

1. 出題趣旨

大きく分けて論点は3つある。すなわち、①「相続させる旨の遺言」が法定相続分と異なる相続分の内容である場合、指定相続分により債務を承継することになるのか②金銭債務の相続に係る性質③事務管理等による有益費償還請求権である。

この問は平成30年度の司法試験民事系第1問設問3を基にした問である。

同採点実感を踏まえると、本問ではAの遺言が遺産分割方法の指定であると解されることに触れながら、より重要な問題である相続分の指定を伴うのか否かについての判断を示し、その上で、債務の承継割合が変更されるのかに関して自己の考え方を筋道立てて論ずることが必要である。

2. 解説

①については、「相続人のうちの1人に対して財産全部を相続させる旨の遺言がされた場合には、遺言の趣旨等から相続債務については当該相続人にすべてを相続させる意思のないことが明らかであるなどの特段の事情のない限り、相続人間においては当該相続人が相続債務もすべて承継したと解され、遺留分の侵害額の算定に当たり、遺留分権利者の法定相続分に応じた相続債務の額を遺留分の額に加算することは許されない。」と判示した、最判平成21年3月24日の論理を踏まえ、相続分の指定もなされていると論ずるか、若しくは原理原則どおり法定相続分による相続がなされることを示すことが望ましい。

②については、可分債務は相続開始と同時に共同相続人に法定相続分に応じて当然分割帰属する、とする判例（大判昭和5年12月4日）を踏まえた理論構成が求められる。なお、相続債権者からは法定相続分に応じた相続債務の履行請求もできるし、指定相続分の効力を承認して指定相続分に応じた債務の履行請求もできる点には注意が必要である。

③については、本件に即して、金銭請求のできる根拠を論理構成することが求められる。

以上